

コロナ禍の避難計画見直し、大阪地裁判決を尊重して再稼働反対表明等を求めて

避難計画の基本を無視し、自らは何もしようとしない兵庫県

コロナ禍の避難：

「福井県が県内と県外の両方の避難所を使えば足りると言うので、別に何もしていない」

[兵庫県の回答]

- ・ 福井県からの避難者全員が兵庫県に避難する場合は、避難所は足りない
- ・ 避難先の姫路市、加東市、伊丹市、川西市からは、「避難所を増やさなければならないか」等の問い合わせが来ている。しかし、指示等何もしていない
- ・ 原発避難者受入で、兵庫県コロナガイドライン（スペースは約2倍）を満たしているか各市町に確認する
- ・ 大阪地裁判決を尊重し、地震動の見直し等を国に求めるべき→ 広域連合に伝えるとのみ

避難計画を案ずる関西連絡会は12月14日、関西広域連合の防災担当である兵庫県に申入れを行った。兵庫県からは防災企画局広域企画室の3名（高崎広報企画室長、西岡広報企画班長、宮原職員）が出席し、市民は兵庫県3名、大阪府3名が参加した。兵庫県議会議員の丸尾牧さんが同席された。今回の申入れ設定の労をとって下さった丸尾議員に感謝します。



最初に質問・要望書^{※1}を提出。県から一通り回答を受けた後、それに基づき議論した。

県は、コロナ禍で避難所が足りないということを頑なに認めず、そのため予定されていた1時間の大半をこの問題で使い、予定の時間を30分超過する申入れになった。県は、「福井県が『コロナ禍であっても県内と県外の避難所の両方を使えば避難所は足りる』と言っているので、（避難所確保について）兵庫県としては別に何もしていない」との回答を繰り返した。原発事故の避難計画では、風向き等により2方向の避難先を用意しているのもであって、1度に2方向に避難するものではない。このような避難計画の基本を無視し、「福井県が言っているから」と繰り返す担当者に対し、コロナ禍での避難計画の見直しを求めた。

※1 兵庫県への質問・要望書 http://www.jca.apc.org/mihama/bousai/hyogo_pref_req20201214.pdf

◆県内自治体から避難所が足りないことの相談が来ているのに、何もしない

市民は、コロナ禍での避難では、避難スペースは約2倍必要となり、現在の避難所では足りないため、原発事故時の広域避難計画を抜本的に見直すよう求めた。これに対し県は「避難元自治体から避難所を増やして欲しいとの要請はない」「福井県が県内と県外の避難所の両方を使えば足りると言っている」と答え、「兵庫県としては避難所を増やす必要性はない」と述べた。

市民が「福井県からの避難者が全員兵庫県に避難する場合、現在の計画ではコロナ禍では避難所は足りないのではないか」と尋ねると、ようやく「その場合は足りない」と認めた。ただ

し、「その場合は関西広域連合が手配する」と述べ、県としては事前に（今の時点で）避難所を増やす必要はないとの姿勢に終始した。

コロナ禍での原発事故時の避難スペースについて、「一人4 m²、2 mの通路確保」という基本方針（今年8月内閣府と福井県が連名で策定したガイドライン）は、関西広域連合としても共通の認識かとの問いに対し、県は「それは福井県作成のものであり、避難の際は避難先のガイドラインに従うべきだ」と回答し、「一人4 m²、2 mの通路確保」にとらわれない姿勢を示した。市民は12月1日の政府交渉で内閣府担当者が「福井県だけでなく、全国の避難スペースの考え方である」と明言したことを紹介し、「内閣府に確認してください」と求めた。

「県内の避難受入自治体から問い合わせはないのか」との質問に対しては、県は「姫路市から『増やさなければならぬのか』との問い合わせや、加東市から『収容人数の見直しをしている』との情報がある」こと、伊丹市、川西市が足りないと言っていることを認めた。



兵庫県は6月1日「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」を策定し、コロナ禍では避難所のスペースは約2倍必要であることを示している。

丸尾議員から「原発事故時に兵庫県のガイドラインに従って避難者を受け入れられるのか、各市町に確認が必要ではないか」との提案があり、これについて県は、確認すると答えた。

コロナ禍での避難や、美浜原発事故時の避難者受け入れについて、福井県と協議をしているのかと問うと、「福井県は追加の避難所はいらぬと言っている。検討中の『美浜地域の緊急時対応』が確定後に確認していきたい」と回答。関電が計画している老朽原発美浜3号の来年1月再稼働には、とても対応できない。

◆屋内退避では内部被ばくを防げないことを示す内閣府等の報告書について

この報告書の内容については、市民からの質問書が来た時点で内閣府に問い合わせ、確認中だとした。この報告書の末尾についているパンフレット「屋内退避が安全の第一歩！」は、陽圧化していない一般住宅でも十分に被ばくが低減できるとの印象を与えるので、「撤回して回収するよう求めるべきでは」と問うと、「コメントする立場にない」。屋内退避では内部被ばくを防げないので、「屋内退避を基本とする避難計画の見直しが必要では」と問うと、「指針が改正されれば従う」。ここでも、県は住民の安全のために自ら考え、判断する姿勢は示さなかった。

12月4日の大阪地裁判決について、県の防災担当者は判決文を把握しておらず、ほとんど関心もない様子だったことには驚いた。市民は判決要旨を示し、大飯原発3・4号の基準地震動の審査を「看過しがたい過誤、欠落がある」と批判し設置許可を取り消した大阪地裁判決を尊重し、地震動の見直し等を国に求めるべきと要望した。これに対して広域連合に伝えると回答するだけだった。

コロナ禍では避難所が足りないこと等を広く伝え、計画の抜本的な見直しを求めている。

2020.12.28

避難計画を案ずる関西連絡会



連絡先団体：グリーン・アクション/ 原発なしで暮らしたい丹波の会/ 脱原発はりまアクション/
原発防災を考える兵庫の会/ 美浜の会/ 避難計画を考える滋賀の会